

平成29年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成29年12月5日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4～P 5＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 5＞
- 日程第 4 議案第 9 5 号 平成 2 8 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 5 議案第 9 6 号 平成 2 8 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 6 議案第 9 9 号 平成 2 8 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 7 議案第 1 0 0 号 平成 2 8 年度足寄町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 8 議案第 1 0 1 号 平成 2 8 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 9 議案第 1 0 2 号 平成 2 8 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 1 0 議案第 1 0 3 号 平成 2 8 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 1 1 議案第 1 0 4 号 平成 2 8 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 1 2 議案第 1 0 5 号 平成 2 8 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 1 3 議案第 1 0 6 号 平成 2 8 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 8 年度決算審査特別委員会）＜P 5～P 7＞
- 日程第 1 4 行政報告（町長）＜P 7～P 1 2＞
- 日程第 1 5 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 1 2＞
- 日程第 1 6 報告第 1 5 号 専決処分の報告について〔平成 2 9 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）〕＜P 1 2～P 1 3＞
- 日程第 1 7 報告第 1 6 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 1 3＞
- 日程第 1 8 報告第 1 7 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 1 3～P

		14>
日程第19	議案第109号	足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について<P14>
日程第20	議案第110号	足寄町公共下水道足寄下水終末処理場建設工事委託に関する協定の変更について<P14~P15>
日程第21	議案第111号	足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例<P15~P16>
日程第22	議案第112号	足寄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例<P16~P17>
日程第23	請願第1号	平成30年畜産物価格決定等に関する請願書<P17~P18>

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成29年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、10番星孝道君、11番高橋秀樹君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月4日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月5日から12月15日までの11日間とし、このうち6日から12日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月5日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、平成28年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審査となっております、議案第95号、議案第96号と、議案第99号から議案第106号までの決算認定について審査報告を受け審議を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第14号から報告第17号まで

の報告を受けます。

次に、第109号から議案第112号は、即決で審議いたします。

請願第1号につきましては、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

13日は、一般質問などを行います。

14日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

また、議案第113号から議案第121号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出されました際に、再度、議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、6日から12日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしまし

た。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月7日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議案第95号及び議案第96号・議案第99号から議案第106号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第5 議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件までの2件と、日程第6 議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第13 議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の計10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は別紙配付のとおりです。

これにて、委員長の報告を終わります。

これより、議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件を採決をします。

この採決に対する委員長の報告は、原案の

とおり可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

これより、議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第100号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第100号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第101号平成28年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第101号平成28年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定す

るものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号平成28年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第102号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第103号平成28年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号平成28年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定す

るものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第103号平成28年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第104号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第105号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第105号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第14 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず最初に、足寄町第6次総合計画の平成28年度の実績、平成29年度実績見込み及び実施計画、平成30年、31年度について御報告を申し上げます。

総合計画につきましては、平成23年の地方自治法改正により市町村の策定義務はなくなりましたが、まちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画は必要であるとの認識のもと、足寄町第6次総合計画に基づき毎年度実施計画の見直しを行うこととしております。

継続事業では、「土地区画整理事業」「町道の整備」「公営住宅建設・修繕事業」「住環境整備事業」「上下水道の整備」「保育料完全無償化事業」「子育て応援出産祝金贈呈事業」「感染症対策事業」「足寄高等学校振興事業」「町民センター大規模改修事業」「里見が丘公園再整備事業」「農業担い手育成支援事業」「中山間地域等直接支払交付金」「町有林整備事業」等の事業を各年度、計画的に実施をしております。

まず、平成28年度の事業実績は資料1のとおりでございますが、資料1の7ページ1番、豊栄橋橋梁工事において、栄町と共栄町を結ぶ旧橋の解体撤去、次に26ページ、26ページの4番、里見が丘公園再整備事業による足湯上屋や新遊具として空気膜遊具の設置工事など、次に31ページ、31ページ5番、新商品開発・販路拡大事業において、国の地方創生加速化交付金を活用し、足寄銀河ホール21南側駐車場にアンテナショップ整備工事等を実施をいたしました。

平成28年度の総事業費は31億1,975万4,000円で、計画に対する執行率は93.4%で、国庫支出金が7億289万5,000円、道支出金が1億4,525万2,000円、地方債が6億9,681万円、その他財源が4億976万2,000円、一般財源が11億6,503万5,000円の財源内訳となっております。

次に、平成29年度の実績見込みは資料2、資料2のとおりでございますが、まず2

ページ、2ページの1番、土地区画整理事業につきましては、当初計画よりも1年前倒しでの事業完了を見込んでいるところでございます。

次に、4ページ、4ページの3番、再生可能エネルギー普及促進事業では、本町の温泉井戸温泉水に付随するメタンガスでの発電や暖房用燃料としての利活用を推進するために、鉱業権の取得申請を現在行っているところでございます。

次に10ページ、10ページの1番でブロードバンド環境整備事業によりまして、避難所・温泉供給施設・町車両センター等が集積している新町地区への高速ブロードバンドサービスエリアの拡大を進めているところでございます。

そのほか、17ページの1番では空き家対策事業、2番では移住施策推進事業、28ページ3番では自由広場照明灯更新事業、31ページの11番では産地パワーアップ事業などを進めているところでございます。

平成29年度の総事業費では53億4,420万8,000円で、計画に対する執行率は97.5%となっておりますが、主な要因といたしましては、バイオガспラント整備支援事業の一部を翌年度に繰り下げたことなどによるものであります。

財源内訳といたしましては、国庫支出金が14億5,714万6,000円、道支出金が1億5,121万2,000円、地方債が15億6,240万円、その他財源が5億2,580万5,000円、一般財源が16億4,764万5,000円を見込んでおります。

次に、平成30年度から前期5カ年計画の最終年度となる平成31年度までの2カ年の実施計画につきましては、去る12月1日開催の足寄町総合開発審議会に諮問をし、資料3、資料3の実施計画のとおり答申をいただきました。

実施計画の概要を申し上げますと、2年間の総事業費として83億7,902万4,000円を計上し、平成30年度総事業費が46

億2,993万1,000円となっており、財源内訳は国庫支出金が8億5,075万円、道支出金が1億8,592万3,000円、地方債が16億2,200万円、その他財源が3億9,562万9,000円、一般財源が15億7,562万9,000円となっております。

また、平成31年度総事業費は37億4,909万3,000円となっており、財源内訳は国庫支出金が7億4,766万5,000円、道支出金が3億2,419万5,000円、地方債が8億5,940万円、その他財源が3億9,622万7,000円、一般財源が14億2,160万6,000円となっております。

平成30年度におきましては、昨年度の実施計画と比較しますと8億5,838万2,000円増となっておりますが、大きな要因といたしましては、足寄町防災行政無線（デジタル化）施設整備事業の繰り上げにより約1億2,000万円、花輪線整備工事の新規計上で2億5,000万円、認知症高齢者グループホーム建設工事の新規計上で約1億3,000万円、バイオガスプラント整備支援事業の一部繰り下げによる1億7,000万円等の事業費増によるものとなっております。

計上事業のうち、新規事業や大型事業等につきまして御説明が必要と思われる事業に絞って、その概要を説明をいたします。

まず2ページ、2ページの2番で、公園長寿命化修繕事業は、都市公園施設の安全性確保と修繕費用の縮減を図るために、遊具等の計画的な修繕や更新を行うものでございます。

次に5ページになりますが、5ページ2番の消防自動車更新事業は、足寄消防署及び各分団に配備する消防車両を更新するものであります。

6ページ1番の足寄町防災行政無線（デジタル化）施設整備事業は、昨年の大震災を受けて、平成31年度から繰り上げて平成3

0年度に実施をするものでございます。

次に7ページの1番、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、橋梁の安全性確保と修繕費用の縮減を図るため、計画的に修繕を行っていくものであります。

次に8ページの13番、道路ストック修繕事業は、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル内の天井板落下事故の発生を受け、全国的に社会インフラの総点検の速やかな実施が求められていることから、路面性状調査の結果をもとに舗装などの適切な修繕を行うことにより、将来にわたり安全・安心な道路網を確保することを目的とし、14番花輪線整備工事につきましては、平成29年度から工事着手をしておりますバイオガスプラントへのアクセス道として整備するもので、新規に実施計画に計上をいたしているところでございます。

15番の街路灯整備につきましては、街路灯のLED化により節電、省エネ、そして電気料金削減を目的として計画的に進めてまいります。

12ページの1番、公営住宅建設事業は高齢者等複合施設に隣接したはるにれ団地を計画的に整備し、2番公営住宅修繕事業では長寿命化計画に基づき、優良な住宅の確保を図ることといたしております。

5番、住環境整備事業であります。これまで町内建設業者施工による住宅、店舗等の新築及び増改築工事を対象としておりましたが、平成30年度からは賃貸住宅及び住宅敷地の舗装化まで支援対象を拡大する予定といたしております。

18ページ1番、移住施策推進事業は、国の地方創生加速化交付金を活用し、足寄町、本別町、陸別町における十勝東北部3町の連携事業として平成28年度から首都圏プロモーション、移住サポートセンターの開設・運営などを実施してきており、引き続き移住・定住の推進を図ってまいります。

21ページになりますが、保育料完全無償化事業は子育て世帯の負担を軽減し、子育て

しやすい環境を整備することで、定住の促進を図るため、6番子育て応援出産祝金贈呈事業は、子育て世帯への経済的支援を行うことで、次代を担う子の健全な育成、定住人口の増及び活力あるまちづくりの推進を図るため総合戦略に位置づけし、引き続き実施する計画としております。

22ページになりますが、高齢者等複合施設整備事業、6番の認知症高齢者グループホーム整備は、町内に2カ所の認知症高齢者グループホームがありますが、多くの待機者がいる状況にあり、サービス量が不足していることから、高齢者等複合施設むすびれっじに併設する形で、新たに1ユニット9床の認知症高齢者グループホームを整備するもので、新規に実施計画を計上をいたしております。

25ページ1番では、校舎等施設整備事業、5番教職員住宅等施設整備事業は、引き続き計画的な整備を図ってまいります。

2番で学校施設内危険木伐採事業につきましては、学校施設及び教職員住宅周辺に腐食が進み倒木のおそれがある危険樹木を計画的に伐採するもので、新規に実施計画に計上をいたしております。

6番から8番及び10番の足寄高等学校振興事業につきましては、足寄町の地域振興や地域経済の発展には足寄高校の振興が不可欠であると考えていることから、引き続き実施する計画としております。また、9番の部活動備品購入補助金につきましては、足寄高校への入学者の増加に伴う部活動の充実化として、野球部及び吹奏楽局の備品更新に対する支援として新規に実施計画に計上をいたしております。

26ページ、26ページの13番、学校給食費無償化事業でございますが、安心して子育てができる環境を整備するとともに、出生者の増と若い世代の移住促進を図ることとし、町内の小・中学校及び足寄高等学校への学校給食の提供を無償化するための費用を計上をいたしております。

27ページ1番では、町民センター大規模改修事業は、開設後30年余りを経過し老朽化が進んでいることや、既存の図書室も町民の生涯学習の拠点等としては手狭であることから、一般の図書館と遜色がない機能の充実を図る整備計画といたしております。

29ページ4番では、里見が丘公園再整備事業ですが、平成26年に策定した里見が丘公園再整備基本計画に基づき、公園施設等長寿命化とリニューアルをあわせて行うこととし、平成30年度にはバーベキューハウス整備等、31年度はコテージ整備等を実施する計画といたしております。

31ページの1番では、畜産振興資金でございますが、家畜改良、保留、繁殖等に伴う資金の貸付金として引き続き実施する計画といたしております。

また、3番、4番農業担い手育成支援事業、5番中山間地域等直接支払交付金、6番多面的機能支払交付金事業、7番環境保全型農業直接支援事業、さらには8番の道営草地整備事業（公共牧場中核型）についても、引き続き行うことといたしております。

9番、10番の農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）、これは畑地帯担い手育成成型につきましては、暗渠排水による排水不良を改善をし、あわせて明渠排水等を行うことにより畑地帯における担い手の育成強化を図るもので、平成30年度から事業着手する計画といたしております。

32ページの13番、農業人材移住就業サポート・地域ブランド化調査研究事業でございますが、農業を核とした移住・定住の促進を図るため、総合戦略の一つに位置づけ、就農につなげる研修や商品開発等を実施していく計画といたしております。

14番、バイオガスプラント整備支援事業は、地域資源である家畜ふん尿をバイオガスプラントで処理することで、エネルギーの地産地消及び循環型農業の確立を図るため、施設整備に対する補助をするものでありますが、平成29年度から30年度に一部繰り下

げをし、2カ年事業として実施する予定といたしております。

33ページとなりますが、33ページ林業の振興では、引き続き町有林整備事業を計画するとともに、民有林造林事業や森林作業員就業条件整備事業等の民有林振興のための施策も進めております。

35ページ3番、国立公園満喫プロジェクトでございますが、国立公園のブランド化を図り、国立公園を軸とした広域観光を振興するプロジェクトとして阿寒摩周国立公園が選定されたことを受け、雌阿寒温泉駐車場を改修し雌阿寒オンネットー地区における受け入れ体制の充実化を図る計画といたしております。

また4番、体験型観光ルート開発事業は、地方創生事業として総合戦略の一つに位置づけ、足寄町、本別町、陸別町の3町で銀河の里DMO観光地域づくり連携事業を実施するものであります。

5番の雌阿寒温泉火山性ガス対策事業は、温泉法の温泉利用施設の構造設備等に関する基準の改正に伴い、平成29年度において、温泉水に含まれる火山性ガス対策調査を実施し、平成30年度には調査結果に基づく対策工事の支援補助として新規に実施計画に計上をいたしております。

36ページの産業振興事業として、地場産品開発や起業に対する支援、ふるさと応援寄附推進事業として地域経済活性化、特産品PR等を目的に、寄附のお礼である特産品の充実を進めるほか、地域おこし協力隊の活用による特産品開発等を引き続き行う予定をいたしております。

国・地方ともに厳しい財政状況が続き、地方交付税の別枠加算の廃止や歳出特別枠の縮小により交付額の減少等、今後の財政的な見直しを立てることが非常に困難であり、今後の状況によっては今回の実施計画の内容を修正する必要が生じる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集を進め、国や北海道からの補助金、有利な地方

債を活用し、状況を的確に見きわめた上で、最小の経費で最大の効果となるよう柔軟な考えを持って総合計画上の事業の執行を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、とちろ広域消防事務組合の給与制度の統一にかかわる検討状況について、御報告をいたします。

給与制度の統一につきましては、これまで市町村間の協議を進めていたところですが、大卒の方向性がまとまってきたことから、現時点の検討状況を報告させていただくものであります。

これまでの経過といたしましては、十勝圏広域消防運営計画において、既存職員は広域化後5年間で、新規採用職員は広域化時点から帯広市の給与制度を基本に統一することとしておりましたが、広域化をスタートするに当たり、市町村間の協議において、運営計画の基本的な考え方を尊重しながらも、ある程度の時間をかけて帯広市と町村の給与水準を比較・検証し、統一による具体的な影響などを詳細に把握する必要があるとして、広域化時点での新規採用職員の統一を見送ってきております。

このことから、まずは各市町村の制度内容の比較・検証を行ったところ、帯広市の制度は19市町村のほぼ中間に位置し平均的な水準であることが確認されたことから、この検証結果を踏まえて、当初の計画どおり給料表、初任給、昇給・昇格の基準及び諸手当については、帯広市の制度を基本に統一していく方向で検討することといたしました。なお、住居手当及び通勤手当につきましては、地域性を考慮し、消防署が所在する市町村の制度を適用することといたしております。

新たな制度で給与を支給するためには、組合において給与条例の制定が必要となりますが、既存職員については現給保障や経過措置を含む給料表の移行、諸手当の支給要件の変更に伴う調整などの諸課題があり、統一までに相当な時間が必要となることから、まずは

新規採用職員を先行して統一することとし、既存職員については継続して検討することといたしました。

今後のスケジュールとしましては、来年2月開会予定の組合議会定例会に平成30年4月施行とする給与条例を提案し、平成31年度の新規採用職員から適用する予定となっております。

今後もオール十勝により十分な協議・検討を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、とから広域消防事務組合の給与制度の統一に係る検討状況についての御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時まで休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 報告第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 報告第14号専決処分の報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました報告第14号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

車両物損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償額、2万2,603円。

事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

2ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、平成29年6月19日午前中、足寄町南2条2丁目2番、三笠通駐車場において、佐々木真美氏が駐車した際、フェンスが倒れていることを確認していましたが、同日午後4時ころ、駐車場から出る際、フェンスが倒れていることを失念し車両を発進させたところ、フェンスに乗り上げてしまいタイヤ及び車両の一部を破損しました。なお、運転していた佐々木氏にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、三笠通駐車場の施設管理者である足寄町がフェンスの点検を怠ったこと及び車両発進時に運転手が前方の確認を怠ったことが事故発生の原因となりました。なお、倒れていたフェンスについては、事故後すぐに応急修理を行っております。

過失割合につきましては、足寄町が30%、佐々木氏が70%で、物損事故の示談が平成29年11月7日に成立しましたので、町が佐々木氏に対して損害賠償金として2万2,603円を支払うこととするものでございます。

今後このようなことがないように駐車場等施設管理には最善の注意を図り、町民が安心して使用できるよう施設の維持管理に努めてまいります。

なお、3ページに、事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第14号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 報告第15号専決処分の報告について〔平成29年

度足寄町一般会計補正予算（第8号）]の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第15号専決処分¹の報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

平成29年度足寄町一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

平成29年度足寄町一般会計補正予算（第8号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億936万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、8ページとなりますが、報告第14号で報告いたしました車両事故に伴います賠償金2万3,000円の支出計上と、この財源といたしまして同額の賠償保障保険金の歳入計上を行ったものでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第16号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 報告第16号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第16号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結

について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成29年8月22日から11月17日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、10ページ、11ページにございます別紙のとおり、19件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第17号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 報告第17号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第17号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成29年8月22日から平成29年11月17日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、13ページにございます別紙のとおり、1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第109号

○議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第109号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第109号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画で、過疎地域の自立促進のための産業の振興、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など施策の実施について、それぞれ項目を掲げ事業を計上しておりますが、本年9月の第3回定例町議会で予算補正の議決をいただいた、認知症高齢者グループホーム整備事業及び多目的交流施設増築整備事業につきまして、その財源として過疎対策事業債を申請することとなりましたので、計画に追加したたく、15ページの別紙の計画の変更について議決をお願いするものでございます。

なお、16ページの別紙に参考資料を添付させていただきます。

この市町村計画に大幅な事業変更がある場合につきましては、北海道と事前協議を行い、議会の議決を経て国に提出することとなっておりますが、北海道との事前協議につきましては11月22日に終了しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第109号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第109号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第110号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第110号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場建設工事委託に関する協定の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第110号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年6月7日、第2回定例会に議決をいただきました、足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定について、協定の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

協定の目的は、足寄下水終末処理場建設（機械・電気設備）工事の委託でございます。

協定変更の原因ですが、日本下水道事業団発注の工事において、工事実施額が確定したことによる入札差金処理によるものでございます。これによりまして、事業費を1億3,200万円から1億2,120万円に変更するものでございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者、理事長 辻原俊博氏でございます。

工事の予定期間については、変更はございません。

なお18ページに、協定案を添付しておりますので御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第110号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場建設工事委託に関する協定の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第110号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場建設工事委託に関する協定の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第111号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第111号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第111号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて特別職の期末手当について改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の222.5」を「100分の232.5」に、「100分の133.5」を「100分の139.5」に、「100分の66.75」を「100分の69.75」に改める。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の平成29年12月支給分の期末手当の支給割合を給料報酬月額0.1カ月分引き上げるものでございます。

なお、議会議員については、在職期間に応じた割合を規定しております。

第2条足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に、「100分の124.5」を「100分の127.5」に、「100分の139.5」を「100分の136.5」に、「100分の62.25」を「100分の63.75」に、「100分の69.75」を「100分の68.25」に改める。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の平成29年12月支給分で引き上げた0.1カ月分を、平成30年度以降は6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.05カ月分ずつ振り分ける規定でございます。

なお、こちらも議会議員については在職期間に応じた割合を規定しております。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしますが、第1条の規定の適用日を平成29年12月1日、第2条の規定の施行日を平成30年4月1日としております。

20ページ及び21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたい

と思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第111号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第111号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第112号

○議長（吉田敏男君） 日程第22 議案第112号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第112号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

て、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う給料表及び勤勉手当の改正を提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

これは、勤勉手当の平成29年度12月支給分を0.1カ月分引き上げるものでございます。

後段の第2号の規定は、再任用職員について0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、別表第1及び別表第2中、イ及びウを次のように改めることといたしまして、23ページの別紙第1条関係、別表第1行政職給料表、24ページの別紙第1条関係、別表第2イ医療職給料表(2)、25ページの別紙第1条関係として別表第2ウ医療職給料表(3)を定めております。

次に、第2条の改正につきましては、改正条例第1条の勤勉手当の改正で、平成29年12月支給分で引き上げた0.1カ月分を、平成30年度以降は6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.05カ月分振り分け、再任用職員については、それぞれ0.025カ月分振り分ける規定でございます。

附則第1項におきまして、公布の日から施行することとし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から適用することとしております。

附則第2項では、第1条の給料表の改正の適用は平成29年4月1日から適用とし、勤勉手当の適用は平成29年12月1日からと規定しております。

附則第3項で給与の内払いについて規定しております。

26ページ及び27ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第112号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第112号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第23 請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題になっております請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、12月13日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時28分 散会